岩出市 法人市民税の税率について

〇法人税割の税率表

資本金等の金額	税	*
	平成26年10月1日から令和元年 9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始 する事業年度
資本金等の額が1億円以下、かつ法人税割の課税標準となる法人税額500万円以下である法人等	9. 7%(標準税率)	6.0%(標準税率)
上記以外の法人等	12.1%(制限税率)	8. 4%(制限税率)

〇均等割の税率

資本金等の金額	従業者数	税率(年額)
資本金等の額が50億円を超える法人	50人超	300万円
貝本並寺の領がSUIS口を起える法人	50人以下	41万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人超	175万円
貝本並守の領がTUIR口を担え3UIR口以下である法人	50人以下	41万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人超	40万円
貝本並守の領が「徳口を起え」の徳口以下である法人	50人以下	16万円
資本金等の額が1000万円を超え1億円以下である法人	50人超	15万円
貝本並寺の領がTOOO万円を超えT徳円以下である法人	50人以下	13万円
資本金等の額が1000万円以下である法人等	50人超	12万円
貝本並寺の領が1000万円以下である法人寺	50人以下	5万円
・公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの・人格のない社団等・一般社団法人及び一般財団法人(ともに非営利型法人を除く)・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円

- * 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」 を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額」が税率区分の基準となります。
- *法人市民税の申告は、簡単便利な eLTAX をご利用ください。
- * 令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、事業年度開始 の時において資本金等の額が1億円を超える法人など一定の法 人については、eLTAX による申告書提出が義務付けられました。 そのため、資本金等の額が1億円を超える法人など一定の法人に ついては、申告書用紙を同封しておりません。

※eLTAX は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

* 法人市民税の申告書などの関係書類は岩出市ウェブサイトからダウンロードできます。



ホームページ

(https://www.eltax.lta.go.jp/)

よくあるご質問

(https://eltax.custhelp.com/)

問い合わせ先:岩出市総務部税務課市民税係(0736-62-2141代表) 平日 午前8時45分~午後5時30分